別記様式第十五（第二十四条関係）（表面）

若年定年退職者給付金相当額納付命令書

年　月　日

殿

（給付金管理者）

防衛省の職員の給与等に関する法律　第27条の13第４項
第27条の13第５項　の規定により、若年定年退職者給付金（以下「給付金」という。）の受給者に対し既に支払われた給付金の額に相当する額のうち、下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に防衛大臣に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令があったことを知った日から６月以内に国を被告として（被告を代表する者は法務大臣）提起することができる（なお、この命令があったことを知った日から６月以内であっても、この処分の日から１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から６月以内に提起することができる（なお、その裁決があったことを知った日から６月以内であっても、その裁決の日から１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金　　円

（納付に係る細部の内訳は、同封した計算書の記載のとおり。）

［裏面　略］

別記様式第十五（第二十四条関係）（表面）

若年定年退職者給付金相当額納付命令書

年　月　日

殿

（給付金管理者）

防衛省の職員の給与等に関する法律　第27条の13第４項
第27条の13第５項　の規定により、若年定年退職者給付金（以下「給付金」という。）の受給者に対し既に支払われた給付金の額に相当する額のうち、下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して３月以内に防衛大臣に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して６月以内に国を被告として（被告を代表する者は法務大臣）提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金　　円

（納付に係る細部の内訳は、同封した計算書の記載のとおり。）

［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行前に通知したこの省令による改正前の若年定年退職者給付金に関する省令別記様式第四から別記様式第十一まで、別記様式第十四及び別記様式第十五の様式による書面は、この省令による改正後の若年定年退職者給付金に関する省令別記様式第四から別記様式第十一まで、別記様式第十四及び別記様式第十五の様式による書面とみなす。